

令和5年11月28日
総務部総務課

特別職の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額、期末手当の支給月数、並びに区議会議員の報酬月額、期末手当の支給月数を改定する必要があるため。

3 改正内容

- (1) 給料月額及び報酬月額を0.3%相当分引上げる。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引上額(円)
区 長	1,050,100	1,053,200	3,100
副 区 長	808,300	810,700	2,400
教 育 長	763,300	765,500	2,200
常勤代表監査委員	660,200	662,100	1,900
常勤監査委員	640,200	642,100	1,900
議 長	926,900	929,600	2,700
副 議 長	784,800	787,100	2,300
委 員 長	663,600	665,500	1,900
副委員長	631,700	633,500	1,800
議 員	614,700	616,500	1,800

- (2) 期末手当の支給月数を0.10月引上げ、年間支給月数3.90月とする。

なお、令和5年度は12月期に0.10月引上げ、令和6年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.05月引上げる。

(単位：月)

期末手当	令和5年度			令和6年度以降	
	現行月数	改定月数	改定後月数	改定月数	改定後月数
6月期	1.90	—	1.90	+0.05	1.95
12月期	1.90	+0.1	2.00	+0.05	1.95
計	3.80	+0.1	3.90	—	3.90

4 施行予定日

- (1) 給料月額・報酬月額及び令和5年度の期末手当：公布の日
- (2) 令和6年度以降の期末手当：令和6年4月1日

5 世田谷区長に係る特例措置

世田谷区長に係る給料月額及び期末手当については、令和5年度中はその引上げを行わず、従前の額で据え置くこととする。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧												
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="181 555 1055 699"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td><u>1,053,200円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td><u>810,700円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,053,200円</u>	副区長	<u>810,700円</u>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の190</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1223 555 2051 699"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td><u>1,050,100円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td><u>808,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,050,100円</u>	副区長	<u>808,300円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,053,200円</u>												
副区長	<u>810,700円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,050,100円</u>												
副区長	<u>808,300円</u>												
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案												
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号） （施行期日等）</p> <p>1 この条例中第1条及び次項から第4項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (3)（省略）</p>												

(世田谷区長に係る特例措置)

- 3 適用日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の別表第1区長の項の規定の適用については、同項中「1,053,200円」とあるのは、「1,050,100円」とする。
- 4 令和5年12月に支給する世田谷区長の期末手当についての第1条の規定による改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」とあるのは、「100分の190」とする。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
<p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>662,100円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>642,100円</u></p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>4 （省略）</p>	<p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>660,200円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>640,200円</u></p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の190</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>4 （省略）</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第5条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>第5条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>4 （省略）</p>

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
<p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>765,500円</u>とする。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>763,300円</u>とする。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧																														
<p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>議長</td> <td>月額</td> <td><u>929,600円</u></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>月額</td> <td><u>787,100円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td><u>665,500円</u></td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>月額</td> <td><u>633,500円</u></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>月額</td> <td><u>616,500円</u></td> </tr> </table> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>	議長	月額	<u>929,600円</u>	副議長	月額	<u>787,100円</u>	委員長	月額	<u>665,500円</u>	副委員長	月額	<u>633,500円</u>	議員	月額	<u>616,500円</u>	<p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>議長</td> <td>月額</td> <td><u>926,900円</u></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>月額</td> <td><u>784,800円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td><u>663,600円</u></td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>月額</td> <td><u>631,700円</u></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>月額</td> <td><u>614,700円</u></td> </tr> </table> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の190</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>	議長	月額	<u>926,900円</u>	副議長	月額	<u>784,800円</u>	委員長	月額	<u>663,600円</u>	副委員長	月額	<u>631,700円</u>	議員	月額	<u>614,700円</u>
議長	月額	<u>929,600円</u>																													
副議長	月額	<u>787,100円</u>																													
委員長	月額	<u>665,500円</u>																													
副委員長	月額	<u>633,500円</u>																													
議員	月額	<u>616,500円</u>																													
議長	月額	<u>926,900円</u>																													
副議長	月額	<u>784,800円</u>																													
委員長	月額	<u>663,600円</u>																													
副委員長	月額	<u>631,700円</u>																													
議員	月額	<u>614,700円</u>																													
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案																														
<p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>																														

2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。